

# 平成26年度 上毛町少年海外体験学習 「オーストラリア友好の翼」団員募集

ちこちこ  
オーストラリアに  
行こう!!  
どまどま  
野生の動物たちを  
ふれあおう!!



2014年夏、オーストラリアのケアンズへ行きませんか!!  
8日間の海外研修は、オーストラリアの人々、言葉、現地の学校、そしてホストファミリーとの出会いなど、異国の文化を体験できるチャンスです!!

**8月19日(火)～26日(火)** 7泊8日



**訪問先** / オーストラリア ケアンズ

**対象者** / ①上毛町在住の小学6年生と中学生(1～3年)  
※過去に本事業に参加した児童生徒は除きます。  
②主催者の計画にそって規律ある団体行動及び団体生活ができる者  
③事前研修6回(内1回は一泊二日の合宿研修)、事後研修1回の全研修に参加できる者

**募集人員** / 16名募集(応募者が多い場合は本人による抽選を行います)

**参加費** / 50,000円  
※パスポート申請・傷害保険料として別途20,000円程度必要です。

**研修内容** / ①現地小学校との交流  
②一般家庭でのホームステイ  
③文化施設などの視察研修

**募集方法** / 申込用紙と作文(原稿用紙1枚程度)を教務課 社会教育係へ提出。  
※申込用紙などは、教務課及び各小学校、中学校に用意しています。  
作文の題は、「オーストラリア友好の翼で学びたいこと」(作文は参考資料として活用します)

**募集期間** / 5月7日(水)～16日(金)10日間



キュランダ



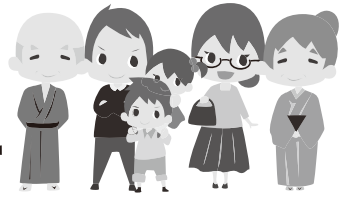
ラグーンプール



パームコーブ

■主催 上毛町国際交流推進協議会 ■共催 上毛町・上毛町教育委員会  
●申し込み・問い合わせ先 上毛町国際交流推進協議会事務局(教務課 社会教育係)  
TEL 72-3111(内線172・174) FAX 84-8021

## 「臨時福祉給付金」・ 「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ



平成26年4月からの消費税引き上げに伴い、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されることになりました。

- 申請手続 支給対象者と思われる方に申請用紙などを送付します。期日は、6月下旬から7月を予定しています。
- 申し込み 基準日(平成26年1月1日)において、住民登録がされている市町村となります。

### ◎臨時福祉給付金について

対象及び受給要件	上毛町の住民基本台帳に登録されている方で平成26年度分町民税(均等割)が課税されていない方
対象外の範囲	・平成26年度市町村民税(均等割)が課税されている方の扶養親族など ・未申告者 ・生活保護制度の受給者
給付額	1人につき 1万円 給付対象者の中で次のどちらかに該当する方は1人につき5千円を加算 ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族年金などの受給者※1 ・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。  
※2 平成26年1月分の手当などを受給している方が対象です。

●問い合わせ先 長寿福祉課 TEL 72-3111(内線161・168)

### ◎子育て世帯臨時特例給付金について

対象及び受給要件	○対象者(次のどちらの要件も満たす方) ①平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者 ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満 ○対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童
対象外の範囲	・臨時福祉給付金の対象者 ・生活保護制度の受給者
給付額	対象児童1人につき 1万円

●問い合わせ先 子ども未来課 TEL 72-3111(内線225・229)

給付金振り込め詐欺や  
個人情報の詐取にご注意ください

- 町や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対ありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 町や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、町や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や銀行口座などの個人情報を照会することは、絶対にありません。



## 町営住宅入居者募集について

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。  
入居を希望される方は期限内に住民課にお申し込みください。

団地名及び場所	野間団地: 上毛町大字東下1440番地1 緒方団地: 上毛町大字緒方387番地 新池団地: 上毛町大字垂水1764番地
募集戸数	野間団地1戸、緒方団地2戸、新池団地1戸
家賃	所定の算出方式による
入居予定日	6月1日(日)

- 入居者の決定方法 選考または抽選
- 申込受付期間 5月1日(木)～16日(金)  
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

■入居者資格  
(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
2. 収入月額が158,000円以下であること。  
※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差し引き後の金額の12分の1です。
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 国税、地方税などを滞納していない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。(同居または同居しようとする親族も含む)

